

平成19年 No.48

東京学芸大学総合学生支援機構規程

改正理由

学内の学生支援組織を統括し、指導教員の協力のもと、各組織が効果的に成果を上げるため、総合学生支援機構を設置するものである。

承認経過

平成19年 9月 5日 教育研究評議会 審議承認

東京学芸大学総合学生支援機構規程を次のように制定する。

平成19年9月6日

東京学芸大学長

鷺山恭彦

平成19年規程第30号

東京学芸大学総合学生支援機構規程

(設置)

第1条 東京学芸大学（以下「本学」という。）に東京学芸大学総合学生支援機構（以下「機構」という。）を置く。

(目的)

第2条 機構は、学生相談センター、学生キャリア支援センターその他学内の学生支援組織を統括し、指導教員の協力のもと、本学における学生支援の充実に資するため、必要な業務を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 機構は、学生相談、学生のキャリア支援その他学生支援に関し、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学生支援の現状を把握すること。
- (2) 新たな方策及び改善策の企画・立案並びにその実現に必要な措置を実施すること。
- (3) 学内の関連する機関との連絡・調整に関すること。
- (4) その他学生支援体制の整備のために必要なこと。

(組織)

第4条 機構は、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 副学長（教育等担当）
- (2) 学系長
- (3) 学生相談センター長
- (4) 学生キャリア支援センター長
- (5) 学務部長
- (6) その他学長が必要と認めた者 若干名

2 前項第6号の構成員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、構成員に欠員が生じた場合の補欠構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(機構長等)

第5条 機構に機構長及び副機構長を置き、機構長は、副学長（教育等担当）をも

って充て、副機構長は、構成員のうちから機構長が指名する。

- 2 機構長は、機構の業務を総括する。
- 3 副機構長は、機構長を補佐し、機構長に事故あるときは、その職務を代行する。
(機構会議)

第6条 機構に、機構の業務に関する必要な事項を審議するため、第4条の構成員をもって組織する機構会議を置く。

- 2 機構会議に議長を置き、機構長をもって充てる。
- 3 機構会議は、構成員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 副学長（研究等担当）及び副学長（総務等担当）は、機構会議に出席し、意見を述べるができる。
- 5 機構会議は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 機構に関する事務は、関係部課等の協力を得て、学務部学生サービス課が処理する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、機構の運営等に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 この規程施行後最初の第4条第1項第6号の構成員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。
- 3 東京学芸大学キャリア支援推進本部設置要項（平成18年10月19日制定）は、平成20年3月31日限り廃止する。